



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 日 鐵 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 久 保 哲 大
(コ ー ド 番 号 9 8 1 0 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 担 当 部 長 岩 崎 文 夫
(T E L : 0 3 - 6 2 2 5 - 3 5 0 0)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

平成 25 年 4 月 26 日にお知らせしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正内容

【訂正前】(訂正対象部分は 〇〇〇〇 で示します。)

1. 提案の理由

平成 25 年 10 月 1 日に予定しております住金物産株式会社(以下「住金物産」といいます。)との合併による経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第 2 号議案が原案どおり可決され、住金物産との合併の効力が発生することを条件として、同合併の効力発生日(平成 25 年 10 月 1 日予定)に生ずることと致します。

(2)事業目的に関する変更

本経営統合に伴う連結事業推進体制(セグメント)の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります(同第 2 条)。

(4)発行可能株式総数の変更

本経営統合に備えるとともに、統合後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を 2 億 3,200 万株から 5 億株に増加させるものであります(同第 6 条)。

(6)取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本経営統合に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります(同第 19 条及び 22 条)。

(7)相談役及び執行役員に関する規定の新設

本経営統合を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります(同第 28 条及び 29 条)。

(8)その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買及び貿易業</p> <p> 二. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 土木・建築用資材</p> <p>(新設)</p> <p><u>チ. 繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並び に製品</u></p> <p>4. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、 の賃貸借</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>11. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ ウ並びにソフトウェアの売買及び運用</u></p> <p>第11条(基準日)</p> <p><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において 権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>本定款に定めるもののほか、権利を行使する者 を定める必要があるときは、あらかじめ公告して 一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された 議決権を有する株主又は登録株式質権者をもっ て、その権利を行使することができる株主又は登 録株式質権者とする。</u></p> <p>第13条(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参</u></p>	<p>第2条(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1.(同左)</p> <p> 二. (同左)</p> <p><u>チ. 糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、 寝着類、寝具、その他繊維製品</u></p> <p>(削除)</p> <p>4. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、管理業</u></p> <p>6. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ ウ、システムエンジニアリングその他ソフト ウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販 売及び輸出入業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第 15 条（総会の議長）

株主総会は社長が招集し、その議長となる。
社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

(新設)

第 23 条（取締役会の招集）

取締役会は社長が招集し、その議長となる。

(新設)

第 32 条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 23 条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

第 34 条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。

第 35 条（同左）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

<p>第 34 条（常勤監査役及び常任監査役）</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>監査役会は必要に応じて、その決議によって常任監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>（削除）</p>
---	-------------

【訂正後】（訂正対象部分は 〇〇 で示します。）

1. 提案の理由

平成 25 年 10 月 1 日に予定しております住金物産株式会社(以下「住金物産」といいます。)との合併による経営統合(以下「本合併」といいます。)に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第 2 号議案が原案どおり可決され、住金物産との合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日(平成 25 年 10 月 1 日予定)に生ずることといたします。

(2)事業目的に関する変更

本合併に伴う連結事業推進体制(セグメント)の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります(同第 2 条)。

(4)発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を 2 億 3,200 万株から 5 億株に増加させるものであります(同第 6 条)。

(6)取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります(同第 19 条及び 22 条)。

(7)相談役及び執行役員に関する規定の新設

本合併を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります(同第 28 条及び 29 条)。

(8)その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買及び貿易業</p> <p>ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 土木・建築用資材</p> <p>(新設)</p> <p><u>チ. 繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並び に製品</u></p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、<u>動産 の賃貸借</u></p> <p>(表現の一部を変更のうえ現行定款第2条11号 から移動)</p> <p><u>11. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ ウ並びにソフトウェアの売買及び運用</u></p> <p>第11条(基準日)</p> <p><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において 権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>本定款に定めるもののほか、権利を行使する者 を定める必要があるときは、あらかじめ公告して 一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された 議決権を有する株主又は登録株式質権者をもっ て、その権利を行使することができる株主又は登 録株式質権者とする。</u></p> <p>第13条(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参</p>	<p>第2条(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1.(同左)</p> <p>ニ. <u>窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 パルプ、紙、土木・建築用資材</u></p> <p><u>チ. 糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、 寝具、その他繊維製品</u></p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条1号二、 チへ移動)</p> <p>4.(同左)</p> <p><u>6. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、 システムエンジニアリングその他ソフトウェア の企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸 出入業</u></p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条6号へ移 動)</p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第13条へ移動)</p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第16条へ移動)</p>

考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(表現の一部を変更のうえ現行定款第 11 条から移動)

第 15 条 (総会の議長)

株主総会は社長が招集し、その議長となる。
社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

(表現の一部を変更のうえ現行定款第 13 条から移動)

第 23 条 (取締役会の招集)

取締役会は社長が招集し、その議長となる。

(現行定款第 34 条の表現の一部を変更)

第 32 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 34 条 (常勤監査役及び常任監査役)

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。
社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 23 条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

第 34 条 (常勤の監査役及び常任監査役)

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。

第 35 条 (同左)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(変更案第 34 条において表現の一部を変更)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は必要に応じて、その決議によって常任監査役若干名を選定する。